

教育連携協働オフィス設置要綱

平成28年9月30日
制 定

(趣旨)

第1 奈良教育大学が教育委員会・学校・地域との組織的連携・協働により、教員養成・研修機能の強化及び地域貢献を果たすサポート・協働システムの一環として教育連携協働オフィス（以下「オフィス」という。）を設置し、各連携事業を総括するとともに、組織的かつ円滑に実施させ、地域融合型教育システムを構築するものである。

(審議事項)

第2 オフィスは、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 連携事業に関する実施状況の点検・課題の調整に関すること
- 二 養成・研修の指標となる「資質能力基準及び評価表」の策定に関すること
- 三 地域との組織的連携・協働による地域貢献に資する事業の基本的な方針や情報発信に関すること
- 四 その他、教員養成・研修機能の強化及び地域貢献に関して必要な事項

(組織)

第3 オフィスは、構成員と準構成員をもって組織する。

(座長等)

第4 オフィスに座長を置き、奈良教育大学地域連携室室長をもって充てる。

2 オフィスに座長を補佐する者として、副座長を置く。

3 副座長は座長が指名し、座長に事故があったときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第5 オフィスに、特別の事項を調査させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して必要な事項は、オフィスが別に定める。

(構成員等)

第6 構成員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 奈良県地域振興部長
- 二 奈良県教育委員会教育次長
- 三 奈良市総合政策部長
- 四 奈良市学校教育部長
- 五 奈良教育大学理事（教育担当）

- 六 奈良教育大学理事（総務担当）
 - 七 奈良教育大学地域連携室室長
 - 八 奈良教育大学地域連携室室員 1人
 - 九 各専門部会部会長
 - 十 各専門部会副部会長
 - 十一 その他オフィスが必要と認めた者
- 2 準構成員は、奈良教育大学と連携協定を締結した市町村をもって構成することができる。ただし、準構成員は議決権を有しない。

（会議）

- 第7 オフィスの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 2 オフィスの会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 オフィスの会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（連絡会）

- 第8 オフィスの運営等を円滑に行うため、連絡会を設置する。
- 2 連絡会に関して必要な事項は、オフィスが別に定める。

（委員以外の出席）

- 第9 オフィスの会議は、必要に応じて構成員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

- 第10 オフィスの事務は、奈良教育大学企画連携課が処理する。

（雑則）

- 第11 この要綱に定めるもののほか、オフィスの運営に必要な事項は、オフィスの会議において定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。